

2020年3月27日

和歌山市長
尾花正啓様

日本共産党和歌山市議員団
団長 森下佐知子
姫田高宏
南畑幸代
中村朝人
坂口多美子
井本有一

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急申し入れ書

本年2月28日に、厚労省から「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが示されました。しかし、この通知が必要な該当者に伝わらなければ、受診抑制による感染拡大も引きおこしかねません。

熊本市は本年3月3日、資格証明書交付世帯（491世帯747人）に短期保険者証を交付、発送しました。天理市では市長が、国民健康保険証が渡っていないすべての世帯に対して、短期保険証を届けると表明したところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるもとの、病院に行くことができない人を作らないことが重要です。国民健康保険の被保険者について、資格証明書の交付を受けている方は、10割の自己負担があるとの認識の下、経済的な理由から我慢の限界まで受診を控える方が少なくありません。受診控えによる重症化も引き起こしかねない状況にあります。

これまでの地域、自治体の経験を活かし、感染拡大を防止する観点からも早急に以下の対策を取るよう申し入れます。

記

1. 資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者に対し、直ちに無条件で短期保険証を交付すること。さらに交付に際しては、取り扱いについて、行政から直接説明し手渡しで届けるなど、確実に届くよう手段を講じること。
2. 2月28日付厚生労働省通達の内容を、すべての資格証明書を交付されている方と医療機関等に周知し徹底すること。
3. 資格証明書を交付されている方が、経済的事由で受診を控えることがないように、国保法第44条に基づき保険医療機関等での一部負担金の減額・免除を行うこと。
4. 上記にかかる費用等については、国に対し緊急に財政措置を講じるよう求めること。

以上